

座間味村村内の無人島使用に関する規程

平成 30 年 6 月 21 日制定

慶良間諸島国立公園に指定されている座間味村におけるキャンプについては、従来より村が指定するキャンプ場以外でのキャンプは遠慮するよう周知を図っているところである。

本村内に点在する無人島については、全てが慶良間国立公園に指定されていることに鑑み、これらの無人島におけるキャンプについても、自然環境の保全及び動植物の生態等への影響を回避する保護の観点から、特に宿泊を有するキャンプについては、下記の場合を除き認めないこととする。

記

- 1 伝統行事を行う場合
- 2 学術的な調査及び貴重植物並びに天然記念物等に係る調査研究を行う場合
- 3 村内児童生徒、教員及び保護者の学習目的で行う場合
- 4 その他、村長が適当と認めた場合

附則

無人島の使用に関して相談等を受けた際は、各種法令（自然公園法、文化財保護法、鳥獣保護法等）の規定に対する該当行為の有無を確認のうえ、該当行為が認められる場合は必要手続きを行うよう指導を行うこととする。

この規程においての「無人島」とは、座間味村内有人島の座間味島、阿嘉島、慶留間島以外の島とする。